室 監 査 第 ７ ９ 号
令 和 ２ 年 ９ 月 ７ 日

室 蘭 市 長　青　山　　剛　様

室蘭市監査委員　松　岡　喜代孝

室蘭市監査委員　早　坂　　博

令和元年度室蘭市各会計決算審査意見の提出について

地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき審査に付された令和元年度室蘭市各会計歳入歳出決算を審査したので、次のとおりその結果と意見を提出します。

目　　次

第１　審　査　の　対　象 …… １
第２　審　査　の　期　間 …… １
第３　審　査　の　方　法 …… １
第４　決　算　の　概　要 …… ２
　１　決算規模 …… ２
　２　決算収支 …… ３
　３　財政状況 …… ４
第５　審査の結果 …… ８
Ⅰ　一　般　会　計 …… ９
　１　決算状況 …… ９
　２　決算構成 …… １１
　３　款別歳入状況 …… １３
　４　款別歳出状況 …… ２６
　５　意見 …… ３５
Ⅱ　特　別　会　計 …… ３７
　１　国民健康保険特別会計 …… ３７
　　(1) 決算状況 …… ３７
　　(2) 款別歳入歳出状況 …… ３９
　　(3) 意見 …… ４１
　２　介護保険特別会計 …… ４２
　　(1) 決算状況 …… ４２
　　(2) 款別歳入歳出状況 …… ４４
　　(3) 意見 …… ４５
　３　後期高齢者医療特別会計 …… ４６
　　(1) 決算状況 …… ４６
　　(2) 款別歳入歳出状況 …… ４８
　　(3) 意見 …… ４９
Ⅲ　財産に関する調書 …… ５１
　１　公有財産 …… ５１
　２　物品 …… ５３
　３　債権 …… ５３
　４　基金 …… ５４

決算審査資料目次 …… ５５

（注）

１．文中及び各表中に用いた金額の単位及び比率（％）の表示は、原則として、次のとおりである。
(1) 文中の金額は、万円単位（万円未満は切捨て）で表示した。
(2) 各表（グラフを含む。）中の金額は、表記の単位（表記の単位未満は四捨五入）により表示した。
(3) 比率は、小数点以下第２位を四捨五入した。
(4) 前各号のとおり表示したことにより、総数とその内訳の合計が一致しない場合がある。

２．各表中で使用した符号の用法は、次のとおりである。
(1) 「０．０」・・・該当数値はあるが、０．０５％未満のもの
(2) 「　－　」・・・該当数値がないもの、算出不能なもの、皆増及び皆減のもの
(3) 「　△　」・・・負数

３．審査意見に記載した数値は、市長から送付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほか、地方財政状況調査（決算統計）及び財政課が作成した決算資料により作成した。
　なお、各表中において、１の各号のとおり表示したことにより、合計その他の数値が決算資料等の数値と一致しない場合がある。

４．本審査を行うに当たり決算審査資料を作成したので、参考に資するため添付した。

令和元年度室蘭市各会計決算審査意見

第１．審査の対象

令和元年度　室蘭市一般会計歳入歳出決算

令和元年度　室蘭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度　室蘭市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和元年度　室蘭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第２．審査の期間

令和２年６月３０日から令和２年８月５日まで

第３．審査の方法

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、これらの計数の正確性、収支の適法性を確認するとともに、予算がその目的に従って適正に執行されているか、基金の運用が確実に行われているかについて審査した。

また、内容審査に当たっては、提出された関係資料をもとに必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査の参考に資したほか、財産に関する調書については公有財産台帳等と照合確認を行った。

次に、現金・預金の残高の確認、証書類の検証については、地方自治法第１９９条及び第２３５条の２の規定に基づき、別に定期監査及び例月現金出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

第４．決算の概要

１．決算規模

一般会計及び特別会計の総計決算額は、次のとおりである。

（単位：千円、％）

区分			元年度	30年度	比較増△減	
					金額	増減率
予算現額			65,728,056	62,926,382	2,801,674	4.5
	一般会計		46,915,873	44,056,843	2,859,030	6.5
	特別会計		18,812,183	18,869,539	△ 57,356	△ 0.3
		国民健康保険	9,178,590	9,578,528	△ 399,938	△ 4.2
		介護保険	7,999,429	7,715,567	283,862	3.7
		後期高齢者医療	1,634,164	1,575,444	58,720	3.7
歳入総額（Ａ）			64,533,425	62,308,907	2,224,518	3.6
	一般会計		45,923,509	43,349,576	2,573,933	5.9
	特別会計		18,609,916	18,959,331	△ 349,415	△ 1.8
		国民健康保険	9,065,691	9,389,683	△ 323,992	△ 3.5
		介護保険	7,958,139	8,001,693	△ 43,554	△ 0.5
		後期高齢者医療	1,586,086	1,567,955	18,131	1.2
歳出総額（Ｂ）			63,739,994	60,823,914	2,916,080	4.8
	一般会計		45,284,580	42,601,706	2,682,874	6.3
	特別会計		18,455,414	18,222,208	233,206	1.3
		国民健康保険	8,995,372	9,121,477	△ 126,105	△ 1.4
		介護保険	7,909,577	7,570,641	338,936	4.5
		後期高齢者医療	1,550,465	1,530,090	20,375	1.3
歳入歳出差引（Ａ－Ｂ）			793,431	1,484,993	△ 691,562	△ 46.6
	一般会計		638,929	747,870	△ 108,941	△ 14.6
	特別会計		154,502	737,123	△ 582,621	△ 79.0
		国民健康保険	70,319	268,206	△ 197,887	△ 73.8
		介護保険	48,562	431,052	△ 382,490	△ 88.7
		後期高齢者医療	35,621	37,865	△ 2,244	△ 5.9

一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入総額６４５億３，３４２万円、歳出総額６３７億３，９９９万円で、歳入歳出差引額は７億９，３４３万円となっている。

決算額を前年度と比較すると、歳入総額では２２億２，４５１万円、３．６％、歳出総額では２９億１，６０８万円、４．８％とそれぞれ増加となっている。

２．決算収支

決算収支の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

区分 会計別	歳入総額 （A）	歳出総額 （B）	形式収支額 （C＝A－B）	翌年度へ繰り越すべき財源（D）		実質収支額 （C－D）	単年度収支額
				繰越明許費繰越額	事故繰越繰越額		
一　般　会　計	45,923,509	45,284,580	638,929	10,577	－	628,352	△ 105,119
特　別　会　計	18,609,916	18,455,414	154,502	－	－	154,502	△ 582,621
国民健康保険	9,065,691	8,995,372	70,319	－	－	70,319	△ 197,887
介　護　保　険	7,958,139	7,909,577	48,562	－	－	48,562	△ 382,490
後期高齢者医療	1,586,086	1,550,465	35,621	－	－	35,621	△ 2,244
合　計	64,533,425	63,739,994	793,431	10,577	－	782,854	△ 687,740

歳入総額から、歳出総額を差し引いた形式収支は７億９，３４３万円、翌年度へ繰り越すべき財源１，０５７万円を差し引いた実質収支は７億８，２８５万円の黒字となっている。

なお、単年度収支（当該年度の実質収支－前年度の実質収支）においては６億８，７７４万円の赤字となっている。

収支の状況を過去５年間についてみると、次のとおりであり、形式収支及び実質収支は黒字で推移しているのに対し、単年度収支は赤字に転じている。

（単位：千円）

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
形式収支額	1,332,960	1,049,235	1,497,320	1,484,993	793,431
一般会計	869,353	583,659	788,477	747,870	638,929
特別会計	463,608	465,577	708,842	737,123	154,502
国民健康保険	157,611	216,427	340,854	268,206	70,319
介護保険	269,666	213,437	330,830	431,052	48,562
後期高齢者医療	36,331	35,713	37,159	37,865	35,621
実質収支額	1,124,204	1,049,117	1,361,697	1,470,594	782,854
一般会計	660,597	583,541	652,854	733,471	628,352
特別会計	463,608	465,577	708,842	737,123	154,502
国民健康保険	157,611	216,427	340,854	268,206	70,319
介護保険	269,666	213,437	330,830	431,052	48,562
後期高齢者医療	36,331	35,713	37,159	37,865	35,621
単年度収支額	△ 56,252	△ 75,087	312,579	108,897	△ 687,740
一般会計	△ 184,802	△ 77,056	69,314	80,617	△ 105,119
特別会計	128,551	1,969	243,266	28,280	△ 582,621
国民健康保険	△ 68,175	58,816	124,427	△ 72,648	△ 197,887
介護保険	195,771	△ 56,229	117,393	100,222	△ 382,490
後期高齢者医療	955	△ 618	1,446	706	△ 2,244

３．財政状況

(1) 財政指標

財政力の強弱及び財政構造の弾力性を把握する方法として、通常用いられる普通会計を基準とした「財政力指数」、「経常一般財源比率」、「経常収支比率」及び「実質公債費比率」は、次のとおりである。

普通会計とは、財政状況の比較や統一的な掌握をするために、地方財政統計上用いられている会計区分であり、本市の場合、一般会計が普通会計とされている。

なお、財政構造の数値は、地方財政状況調査（決算統計）及び財政課が作成した決算資料の数値を用いている。

ア．財政力指数

財政力指数は、普通交付税算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、財政力を判断する指標として用いられている。

この指数が「１」を超えると、普通交付税の不交付団体となる。

本年度は０．６１９で、前年度と比較すると０．００２ポイント下降しているが、３か年平均では前年度より０．００４ポイント上昇している。

（単位：千円、ポイント）

区分＼年度別	元年度	30年度	比較増△減
基準財政需要額 (A)	18,140,308	18,055,887	84,421
基準財政収入額 (B)	11,236,142	11,221,686	14,456
財政力指数 (B)/(A)	0.619(0.619)	0.621(0.615)	△0.002(0.004)
類似団体の財政力指数	－	0.74(0.73)	－

（注）（　）内の数値は、３か年平均の指数を示している。

なお、過去５年間の財政力指数の推移は、次のとおりである。

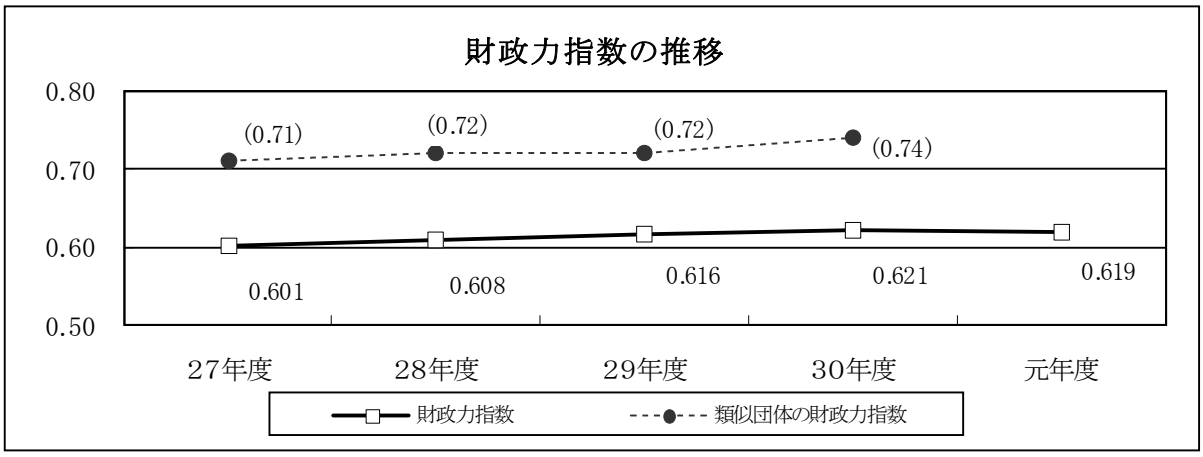

（注）（　）内の数値は、「類似団体の財政力指数」を示している。

イ．経常一般財源比率

経常一般財源比率は、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の額（標準財政規模）に対する市税等経常的に収入される使途の特定されていない歳入（経常一般財源）の割合であり、歳入構造の弾力性を判断する指標として用いられている。

この比率が１００％を超える度合いが高ければ高いほど歳入構造に余裕があるとされている。

本年度は１０３．２％で、前年度と比較すると１．３ポイント上昇している。

（単位：千円、％、ポイント）

区分＼年度別	元年度	30年度	比較増△減
経常一般財源 (A)	23,157,254	23,067,202	90,052
標準財政規模 (B)	22,437,860	22,626,727	△ 188,867
経常一般財源比率 (A)/(B)	103.2	101.9	1.3

（注１）経常一般財源（Ａ）の数値は、臨時財政対策債を経常一般財源とした数値である。
（注２）標準財政規模（Ｂ）の数値は、臨時財政対策債発行可能額を含めた数値である。

なお、過去５年間の経常一般財源比率の推移は、次のとおりである。

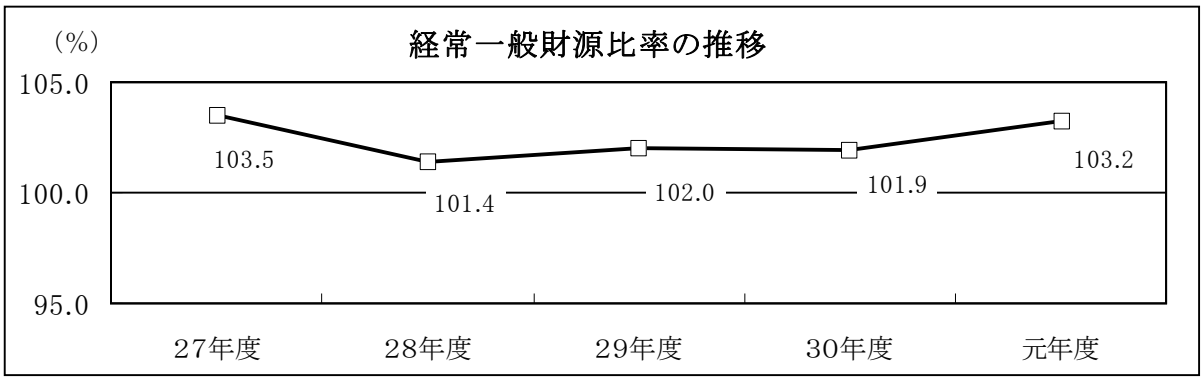

ウ．経常収支比率

経常収支比率は、市税等の経常一般財源収入が人件費、扶助費、公債費等の経常経費にどの程度充当されているか、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている。

通常７０％から８０％の間におさまることが妥当と考えられており、この水準を超え、比準が高くなるほど財政構造の弾力性は失われているとみることができる。

本年度は９６．３％で、前年度と比較すると１．９ポイント上昇している。

これは主として、公債費で０．５ポイント、人件費で０．１ポイント低下したものの、物件費及び維持補修費、補助費等でそれぞれ０．９ポイント上昇したことによるものである。

（単位：千円、％、ポイント）

区分＼年度別		元年度		30年度		比較増△減
経常一般財源(A)		23,157,254		23,067,202		90,052
経常経費充当一般財源(B)		22,307,184		21,773,801		533,383
経常収支比率(B)/(A)		96.3		94.4		1.9
類似団体の経常収支比率		－		93.7		－
経常収支比率の内訳	区分	本市	類似団体	本市	類似団体	本市
	人件費	18.4	－	18.5	23.8	△ 0.1
	扶助費	13.4	－	13.0	12.4	0.4
	公債費	18.9	－	19.4	15.3	△ 0.5
	物件費及び維持補修費	18.4	－	17.5	17.5	0.9
	補助費等	14.2	－	13.3	12.2	0.9
	繰出金	13.1	－	12.6	12.6	0.5

（注１）経常一般財源（A）の数値は、臨時財政対策債を経常一般財源とした数値である。
（注２）類似団体の経常収支比率の内訳は、類似団体別市町村財政指数表による。

なお、過去５年間の経常収支比率の推移は、次のとおりである。

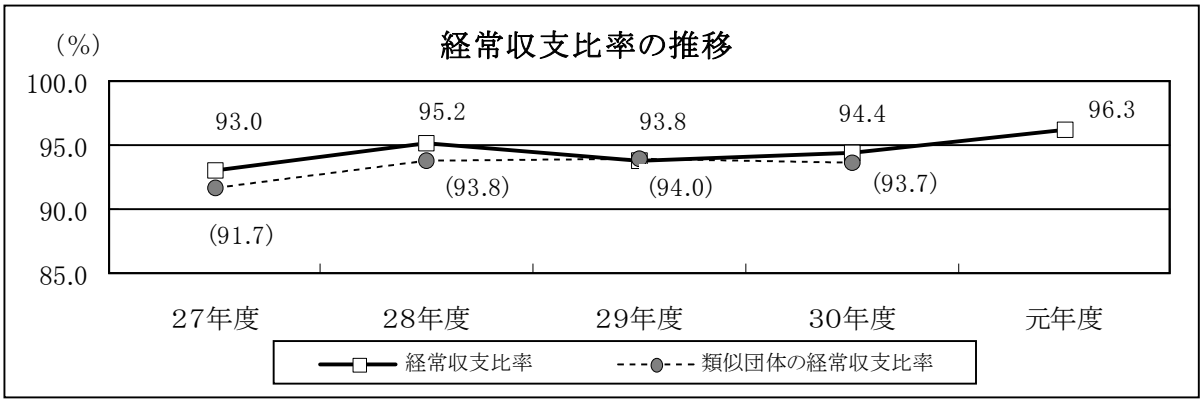

（注）（　）内の数値は、「類似団体の経常収支比率」を示している。

エ．実質公債費比率

実質公債費比率は、標準財政規模に占める地方債の元利償還金及び公営企業債の償還財源に充当する繰出金等に要した一般財源の割合を表す比率である。

地方債の発行に当たり、この比率が、１８％以上になると都道府県の許可が必要となり、２５％以上になると発行が制限されることになる。

本年度の実質公債費比率は９．５％で、前年度と比較すると０．１ポイント上昇している。

（単位：％、ポイント）

区分＼年度別	元年度	30年度	比較増△減
実　質　公　債　費　比　率	9.5 (9.3)	9.4 (9.6)	0.1 (△0.3)

（注）(　)内の数値は、3か年平均の指数を示している。

なお、過去５年間の実質公債費比率の推移は、次のとおりである。

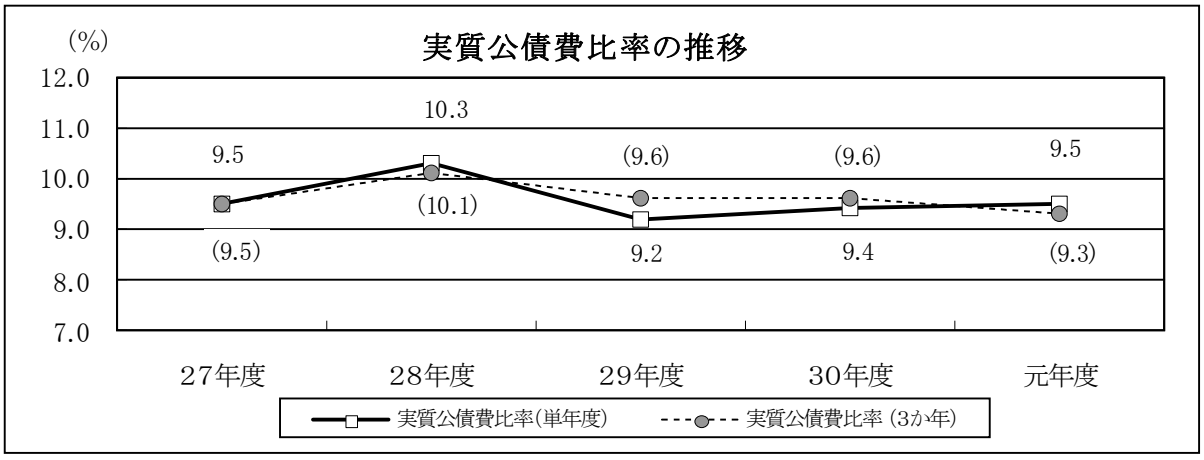

第５．審査の結果

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調製されており、諸計数は正確であるとともに、予算の執行については、地方自治法第１９９条の規定に基づき別に実施した定期監査においておおむね適正に処理されていると認められた。

また、基金の運用については確実に行われていると認められた。

令和元年度の決算収支の状況を見ると、各会計において実質収支は黒字で推移しており、全会計を合わせた実質収支は７億８，２８５万円の黒字となっているものの、単年度収支については、前年度に引き続き国民健康保険事業が赤字となっているほか、新たに一般会計、介護保険事業及び後期高齢者医療事業が赤字に転じたことから、全会計を合わせた単年度収支は６億８，７７４万円の赤字となっている。

各会計の決算状況等の概要及び意見は、以下、各会計別に述べるとおりである。